

事務局長	事務局	作成者	起案日 3年4月21日
		中道	決裁日 3年4月21日

農業委員会令和3年3月総会

開催日時 令和3年3月22日 午後2時00分～

開催場所 守口市役所1階 市民会議室105号

出席委員

①西口 誠一	②石田 卓三	③大倉 利文
④大西 庄治	⑤木村 剛久	⑥久保田 哲夫
⑦砂口 勝紀	⑧辻本 恵美子	⑨辻本 卓郎
⑩中東 郷美	⑪橋本 徹	⑫山崎 勝彦
⑬山田 哲三		

事務局 阪本、松前、中道、角田

閉会時間 午後3時10分

西口会長 それでは皆さん、こんにちは。

多少時間が空いてございますが、農業委員の皆さん方おそろいありますので、ただいまより守口市農業委員会総会を開始したいと思います。

急に暖かくなりまして、桜の花も大阪開花宣言、この間やられまして、農業委員会のほうも、農業委員会法というのが、もう今年で5年たっています。大体5年というのは、国の何か法律も計画のほうも、5年で見直しをやります。ということで、我々受けている農業委員会法も、今年は見直しをされるということあります。

ということで、今までの農業委員のやり方がごろっと変わることはありませんけども、部分的に変えられるということあります。

今日の農業委員会は、先月の懸案事項、マイクを、皆さん方のお手の、全国農業新聞、全国の市町村で広がる下限面積要件の引下げというのが出ています。この引下げの背景というのは、ここにも書いていますけども、新規就農税のハードルを下げるということで、多様な就農者の拡大を図るというのが、主な狙いである。事務局のほうから、関連の農水省から地方納税局ないしは農業会議宛てに出された文書

を、参考で出させていただいている。

ということで、今日はぜひとも皆さん方で御審議いただいて、守口市の下限面積を何平米にするか、その辺の審議をよろしくお願いいたいしたいと思います。

最近、守口のほうでは、新規就農が少ないですけども、全国レベルで見たら、新規就農が若干増えております。新規就農でも、若手が農業に就いている場合が多いです。それも、農業をやる前にも、有機農業って言いまして、我々守口で取り組んでいるのは、エコ農産物、農薬の化学肥料を半分でやりましょうという形ですけども、若手の取組は、有機農法ということで、それらを一切使わんとやりましょうという、新しい農法を取り入れる若手が増えています。ということで、農業のほうも、どんどんどんどん変わってきてているということも、御理解、御承知をいただければありがたいなと。

それでは、これから農業委員会総会を開催したいと思います。座らせていただきます。

いつも最初に「農業委員会憲章」を御唱和いただくわけですけども、まだコロナ禍は収束を迎えておりません。

という中で、黙読をお願いいたします。

【農業委員会憲章の黙読】

西口会長 ありがとうございます。

それでは、本日の欠席委員の報告を事務局からお願いいいたします。

事務局 御報告申し上げます。

本日、欠席するとの報告がありました委員は田中会長職務代理者でございます。従いまして、現在の出席委員数は、13名でございます。以上、報告を終わります。

西口会長 ありがとうございます。定足数は超えておりますので、会議は成立了します。本日の署名委員は、石田委員と大倉委員のお二人、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、いつも言っております、発言に際しまして、まずお手を挙げていただいて、私のほうから指名させていただきますので、発言をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

1 報告番号、第9号「生産緑地に係る農業の主たる従事者」の証明書発行及び生産緑地の取得のあっせんについて、事務局より説明

をお願いいたします。

事務局(中道) それでは、事務局より説明させていただきます。

令和3年2月15日に [REDACTED] 様から「生産緑地に係る農業の主たる従事者」についての証明願いがありました。この証明書は、生産緑地法第10条の規定に基づき、市への買取り申し出をするときに添付する書類です。買取り申し出ができる条件といたしましては、主たる従事者の死亡や病気などにより農業に従事することが不可能になった場合に申し出することができます。

土地の所在地は、菊水通 [REDACTED] 面積は [REDACTED] m²です。買取り申し出事由は、[REDACTED] の [REDACTED] により農作業従事を担当医より禁止されたためで、2月18日に会長専決により証明書を発行いたしました報告でございます。

その後の状況ですが、市へ買取り申し出がなされました。市が買い取らない旨の決定をし、3月2日付けで、守口市長より生産緑地の取得のあっせん依頼を守口市農業委員会へなされました。

その依頼を受け、現在、北河内農業協同組合へ当委員会よりあっせん協力依頼をしております。なお、あっせん結果につきましては、4月26日までに当農業委員会宛てに御報告をいただくようになっております、以上です。

西口会長 説明が終わりました。

御意見、御質問がありましたら、どうぞ遠慮なくお願ひいたします。
木村委員、どうぞ。

木村委員 木村です。

今申し出がありました、所在位置ですけれども、菊水通 [REDACTED] っていう住所は、旧の番地ですか、今現状の番地ですか。

事務局 現状、あの地番となっておりまして、現地も拝見させていただきました。[REDACTED] ということで。

木村委員 ありがとうございました。

石田委員 教えてほしいですが、御主人さんが御病気で生産緑地の分が引き続いて農業ができないから、買取り申し出を、これ守口市の土地やから、守口市にされたわけですよね。そうですよね。違います。

西口会長 そうです。

石田委員 それで、守口市は買わないということになったんですけども、その後は、所有者がそれを自由に売買したり、貸し付けたりすることができます。それを守口市のほうが、それをあっせんとかJAにどうのこうのするというのは、その辺がちょっと私には分かれへんねんけど、御自分で生産緑地やから自分が死ぬまでか、あるいは30年経過するまで農地を続けなあかんわけやけども、御病気やからできませんと。だから買取り申し出を出しましたと。

それが、買取り申し出が、市が買取り申し出をしませんとなったら、あとは自由にできるんですよね、要は。

事務局(中道) 今の段階におきましては、市が買取り申し出をできない旨を、所有者に通知されまして、市のほうから担当が都市・交通計画課になっておりまして、そちらを経由しまして、守口市の農業委員会に、農地としてどなたか買取りを頂ける方がいないかという、あっせん依頼がございました。

それで、従来の流れから言いますと、当委員会のほうから、今現在北河内農業協同組合に、約1か月ぐらいのスパンを持ちまして、農地として買取りを依頼している途中でございます。流れ的には、北河内農業協同組合から、もし不調に終わった場合は、取りあえず4月26日までには、オーケーかどうかという返事をいただくことになっております。その返事を受けまして、不調に終わった場合は、その旨、市へまた報告、結果報告をさせていただきます。

それを受け、不調に終わった場合は、市が農業委員会を通して、難しかったということを決定された上で、その決定が都市農業推進協議会ですかね、生産緑地の協議会、都市計画協議会ですかね、そこで決定されて、ああもうこれは、もう農地として買い取り手もないとなれば、生産緑地を解除されると聞いております。それを受け、初めて農地転用ができると聞いております。

石田委員 これ2回ハードル越えなあかんのですか。

事務局(中道) そうですね。だから市が買取りをしませんで終わりじゃなしに、一旦、通常は農業委員会にかけて、農業委員会があっせん、共有をさせていただくというようになっております。今その段階でございます。

石田委員 いや、僕、買取り1回で市がこれしたらね、それで終わりやと思ってんけど、もう一回農業委員会のほうにあるのんか、2回あんのんか。そしたらそれはな、ごめん、買取り請求をやつたら、一番多くて最初って、4週間になる、4か月やつた、市が買取りしなあかんの。

事務局 一応、こちらの件に関しましては、3月2日付けで依頼を受けまして、民間にうちの農業委員会から会長専決で。

石田委員 いやいや、違いますやん。所有者が市のほうに買取り請求出しあるやろう。そこから何か月以内の間に結論出さなあんやんか。それ、4か月やつた、僕、4週間やつた記憶ないんやけど、ごめん。そこからまたな、次の段階へ、ハードル越えなあんわけやんか。そしたら、病気でできませんと証明してからな、最大限所有者が自由に売買したりできんのは、最低何か月かかるの、これやつたら。ごめん、僕質問がちょっと悪いかな。

事務局（中道） その辺り、その解除云々を決定するのは、その生産緑地の委員会ですね。

石田委員 いや、分かってますねんけどね、そしたら、その委員会いうのは、都市計画審議会の中にあるわけやろう。

事務局（中道） そうです。

石田委員 そしたら、都市計画審議会で、年に2回か3回しか開かれへんねんやろう。臨時で開かれるんかどうかは別にしてやな、結構な時間がかかるんやな。

事務局（中道） そうです。大体半年スパンぐらいはかかるかなとは思います。

石田委員 そういうことやな。

事務局（中道） だから皆さんそういうことになって、早く農地転用したいとおっしゃる方多いんですけど、なかなかいろんなハードルをクリアしないといけませんので。時間がかかりますよということでございます。

西口会長 よろしいですか。

まあ、皆さん方、アバウトな話で申し訳ないですけど、半年かかる
ということで、あんまり間違いはないと思いますけど。

砂口委員、どうぞ。

砂口委員 教えてもらいたいんですけどね、これ、主たる従事者の証明書の発行
というふうに書いてあるのでね、これ生産緑地として、やっておられた、その人の、そのときに最初に接する、主たる従事者の仕事…
何か把握されてるんじゃないですかね。

一番最初の出発点はどうなってるの。

それとね、所有地、土地の所有者と、地権者というのと、主たる従事者との違いは何ですか。ちょっと教えてほしいんですけど。

賃貸であれば、地権者という名前も使われるのに、主たる従事者という表現をされてるんで、何か違いがあるのかなと思って。

事務局 基本的には、その所有者の方が、主たる従事者として登録されてお
ると聞いております。最初はですね。

これはもし、途中で例えば、死亡されたとか、そういうことがあって、30年を満たない場合は、また例えば後継者がおられる場合は、
適宜その方の適格者証明というのをちょっとあげるような感じになります。

砂口委員 でも、今現時点では、生産緑地としてあるんやろうから、当然地権者さん来られるわけですわな。そして、これが違う人がその主たる従事者になってるんなら。

事務局 いや、その主たる従事者がその方で、[]で、その方がもう耕
作不可能というふうに判断されましたので。

砂口委員 今その死んだとか、何かいろいろ注釈入れるからね、ちょっといま
いち分からんくてね。

事務局 この証明書は死亡されたか、その。

砂口委員 これは、先ほどの説明で耕作ができないというのは分かりましたけ
どね、その主たる従事者という証明というのが、一番最初に地権者であ
って、申請されていたら、この人があるのに、あえてなぜ今この証
明書なんかを発行する必要があるのかなということなんですね。

それをちょっと知りたいねんけどね。これほんんだら、その人・・・申請もそうやって、その人の名前で進んでいってるので、あえて今何でこの証明書を発行しないといけないのかなということ。

木村委員 木村です。

買取り申請をするのに、証明書っていうのを付けて提出しないといけないんですか。

事務局 それは、買取り申し出を出された段階で、担当課の都市・交通計画課のいろんな出さないといけない書類の中の一部として、その所有者が受けまして、その一部を申請、作成するために、農業委員会のほうにですね。要は体の不調で、もう耕作できないということを、医師の証明書が付いてるんですけど、それを見て、農業委員会のほうで証明を擧げると。

木村委員 そういうことで、証明書が必要だから、申請をされたのではないんでしょうか。いや、僕の理解ですよ。もともとは、本人で申請はしてはりますけれども、その買取りのために、証明書を発行するために申請されてるということを、農業委員会に出されたんですよね。

事務局 ああ、そうです。買取り申し出の1添付書類として。

木村委員 1書類ですよね。

事務局 だから、そうですね、証明書のタイトルが、その主たる従事者っていうような形になっております。

木村委員 もともと主たる従事者であって。

事務局 そうです。

木村委員 というふうに、僕は思います、どうでしょうか。

砂口委員 証明書及び生産緑地の買取り、二つ関係があったということやね。

事務局 ・・・的には、証明書で、報告させていただく予定だったんですが、その所有者の方が、かなり早く都市計画課に、また証明書をあげてすぐに申し出されまして、市のほうも、その回答が買い取れないという

旨の通知ですね、それから、この委員会の開催前にきましたので、それも兼ねて報告させていただいた次第です。

本来であれば、もう少し期間がある可能性もあったかなとは思います。

西口会長 砂口委員、了解いただけましたか。

砂口委員 はい。

西口会長 木村委員もいいですかね。

木村委員 はい。

事務局 ありがとうございます。他、この件に関連して、御意見、御質問あつたら、どうぞお受けしたいと思います。

いいですかね、それではないようござりますので、次に進みます。
続いて、「2報告事項」

(1) 農業委員会会長・農業会議会員合同会議の開催について

(2) 特定生産緑地指定手続きの進捗状況について
まとめて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは(1) 農業委員会会長・農業会議会員合同会議の開催についてから御説明いたします。

こちらは、去る3月18日、シティプラザ大阪におきまして「一般社団法人大阪府農業会議第148回臨時総会」が開催され、守口市農業委員会からは、西口会長が参加されました。

総会後には、「農業委員会会長・農業会議会員合同会議」が開催され、研修テーマといたしまして「改正農業委員会法施行5年を迎えてこれから農業委員会活動の重点」について、一般社団法人全国農業会議所事務局長の[]氏が講師を務められました。

続きまして、(2) 特定生産緑地指定手続きの進捗状況について御説明いたします。

生産緑地担当課の都市・交通計画課より直近の「特定生産緑地の同意書等の提出状況」をお聞きしておりますので、御報告いたします。具体的には、40世帯がこの指定登録の意向があり、そのうち、相談または提出済み世帯は29世帯で、残数の11世帯は、未提出もしくは未相談の状況となっております。

以上、報告を終わります。

西口会長 ありがとうございました。

最初に報告ありました、農業委員会の会長、農業会議の会の合同会議、私と局長と出席させていただきました。

その報告を、補足をさせていただきます。当日は、その合同総会で、予算のこと、事業計画の件、最大買受け、最高金額の設定の件も、合わせてのものを一連の共同提案っていうような形でありました。

ということで、私はそのまま事業計画で意見を出させていただきました。新聞紙上で、皆さん方御承知やと思いますけども、今農水省のほうでは、緑の食糧システム戦略というのが、上程されて、この5月に正式に決定を見ます。というのは、日本がそういう形で、緑の食糧戦力を立てておりますけども、EU辺りでも、農業の共通施策というのを、もう既に立てております。向こうも、ご多聞に漏れず、コロナのあれで、もう大変な状況ですけども、それをまだバージョンアップして、農業施策等を作っております。その内容を見ますと、いろいろありますし、欧洲の農業政策といいますと、農業から食卓までの戦略という、そういうテーマで戦略を掲げております。

今までの、日本の農業施策はそこまで入っておりませんけども、欧洲のその農業政策は、食生活の在り方まで踏み込んでおります。それと、先ほど言いました、これから農業の展開は、有機農業にかなりウエイトを置いております。

日本のほうも、有機農法にかなり増えております。日本の目標年次は50年が目標年度です。EUの目標年度は30年です。EUのほうは10年先。日本のは30年先が目標になっております。それも、日本の場合は、300万ヘクタールほど農地はありますけど、概要ですけども、そのうち3分の1は有機農法にやりますという形で、50年先には、有機農法でやりたいという方向を掲げてます。

ただEUはもう10年先を目標にしてるということで、かなり差が出てるなというふうな感じを受けております。ということで、私はそのとき、意見を言ったのは、やっぱり日本の農業も世界から取り残されんように、やっぱり日本の農政をどう展開するかということを、十分に考えなあかんのん違いますかという意見を出しております。

あとは、もう一つは、緑の食糧、日本が作った緑の食糧システム戦略という、これは輸出を重点において、あとはもう一つ重点を置いてるのは、大規模とか法人にかなりウエイトを置いているわけです。大阪の小規模、家族農業について、比率が非常に少ない、ということで、これの違いは、欧洲のほうはやっぱり、小規模農家にもかなり重点を置いた、農業施策を展開しています。ということで、大阪は大阪独自

の方向を、また考えてくださいという意見を出しております。

あとはもう一つは、国連が提唱しております、SDGsの、もうちょっと農業会議も強く出していかなあかんのん違いまっかという意見も出しておきました。

ということで、農業会議のあの会長会議の合同会議の報告です。ちょっとだけ補足させていただきました。

1番、2番について、それぞれ、取りあえず1番のほうで、何か御意見、質問がありましたら、お受けしたいと思います。あと関連で言いますと、韓国の話を、よくこの間もさせていただいたんですけども、韓国で学校給食やってる、学校給食の食材は、みんな有機農産物ばっかりですよ。結構違います、エコより一步進めた有機農産物ばっかり、学校給食。なおかつ、国費でみんな負って無償です。日本は進んでるかなと思ったら、あんまり進んでないな、いつの間にかちょっと遅れているの違うかなというような認識です。

石田委員 特定生産緑地の申請のときに、結構これ費用がかかるんですよね。土地の筆数によって、全然違うかも分かれへんけどもね、今回が30年経過して、一番最初の生産緑地の申請から年月がたってるからね、時間がたってるから、致し方ない部分もあるかも分かれへんけど、これからは10年ごとでしょう。添付書類を本当にあれだけ要ると。

例えば、添付書類の名前が今すっと出てけえへんけど、守口市のほうでは農地であっても、宅地であっても、固定資産税がかかってるわけじゃないですか。そこには、住所地が、その土地の所在地、面積、それから今現在の課税状況、ということは、それが今現在農地として課税されてるかされてへんか分かるわけじゃないですか。

そんな中で、土地の謄本を挙げなさい、地積数あったら地積図をください、それから、あと何が要ったっけ、印鑑証明、印鑑証明も要ったよな、確か。共有者の同意書、これも共有者であっても、固定資産税は、代表者が誰か一人払ってるわけやん。

あの書類が本当に要るのんと。今回が、初めてのこともあるやろうから、それでいいと思うんですけども、これは全国の農業委員会に共通しての問題やと思うからね。そういう何か全国の農業委員会会長とか、委員会の合同会議が、3月18日に開催されて、それ年に何回かあるか知りませんけどもね、そういうふうなんはやっぱり、各農業委員が声を大にして、府とか全国農業会議所、その辺を通じて、都市計画課のほうに、文書の簡潔化を依頼すべきじゃないのと。

もっと言うたら、法務局に行って、もう知ってはるわけね、特定農地の申請のときに、何が要るかいうたら、そしたら、測量図がもしあ

ったらね、法務局に届けてはったら、それも出しましょうかってなるわけやな。

いや、なかつたらどうするのっていうたら、都市計画が、なかつたら要りませんよってなるわけやん。そんなんばかなことってある。あるからお金払って出してください、なかつたら結構ですよ。この間の都市計画の説明もそうやったやろう。そんなん市としてあり得ることか。ましてや、その3月31日にな、市として申請期限を3月31日に、いつお知らせしたのいうたら、JAのパンフレットで初めて同じこと言うてる。おかしいんちゃうか、市のほうが。先ほどな、何かに、特定農地の申請をしますかという意向調査があつて、40件あつたんか、そのうち、29件申請済んでますと。先月かな、ちょっと前の数字で、生産緑地の農家数は54ってなつたあんねんな、これ。このあなたたちが事務局で作成してくれはつたもの見たら、54になつたはる。40のうちは意向調査出してはるから、そのうち29件済みました。特定農地の申請できる権利持つてはるのは、54件なんやろう、少なくとも。僕の解釈間違ってるか。

事務局 これ確認させていただいたら、現時点で権利を持ってるのが、先ほど、言い方がちょっとね、あれなんですけど、今現在40世帯の方が、その権利を持ってる、意向を示してるんではなくて、40世帯の方が、その権利を、今回3月31日までの分で持つてて、29件の方が提出済みというふうに聞いております。11件は、まだ何もないっていう。

石田委員 そしたら、ごめん、あなたたちが作ってくれた、作成してくれた資料でな、令和2年度、農家数56ってなつてあるやん。ここから若干のツケもあると思うんで、逆にプラスもあるかもしねんな。

事務局 そうですね。

石田委員 面積引き下げるやんか、守口の、いつやつたけ、去年か、おととしか。500から300に下げたやん。

事務局 はい。

石田委員 その時点でな、増えてる可能性もあるやん。その辺はまあ、いいにしてもな、この56件が権利を持ってる人と違うの。

事務局 その56っていう数字につきましては、常に更新じゃないんですけど、都市・交通計画課が、生産緑地を把握してますので、その中で振られてまして、そのうちの、こちらで聞いてるのが、その意向っていうんですかね、ちょっと言い方あれなんですけども、今回の送付した中の、40件っていう形で聞いておりまして、何の回答もないのが11件っていうように聞いてる感じですね。

石田委員 意向調査って、去年ちゃうんか、去年の6月や7月ちゃうの。

事務局（角田） そのタイミングでは、56件やったんですけど、その意向調査を6月末とかにさせてもらったときに。

石田委員 去年やろう。

事務局（角田） その該当するのが40件、さらにあの。

石田委員 ちょっと待って、意向調査なんかしても、一番最初に調査したいんちゃうんかいな。

事務局 石田委員がおっしゃる、市に対しての不満でありますとか、その内容言うてはるのは分かるんですけど、今ちょっとこの報告事項としまして、この特定生産緑地について、進捗状況の報告だけは、事務局としてさせていただいていますので、その都市生産緑地の中身に、こっちも聞かれましてもお答えしかねるところがあるんですけども、こちらも都市計画に数字を確認して報告させていただくという状況でございますので。

石田委員 別にな、数字にこだわってるわけじゃなくてな、特定農地の申請がな、この3月末までやんか。いろんな事情の中でな、猶予といふんか、その辺は配慮しますということも、この間都市計画のほうから言ってたやんか。それはそれでええねんけどもな、数字上では54件が生産緑地の農家数が56やからな、その人たちに、特定農地の申請ができるですよ、やらないとこういうことになりますよというのを、周知してあげなあかんのん違うっていうことを、僕は言いたいだけ。終わってからな、そんなん教えてくれへんかったから分かれへんやんかって、こう言われたらな、そら農業委員の責任かも分かれへんけどもな、主としてもやっぱり言われるわけやんか。ほんで農業委員のほうから、各この、農地台帳か何か、僕ら頂いてますやん、事務局のほう

からな、そこで生産緑地のやっている農家さんというのが、ある一定分かるわけ。でもそれを農業委員といえども、やっぱり個人情報とかいうので、今うるさいやんか。ほんだらほうっておいてくれとこうなるやん。もうやりましたか、やりましたかって言うたらな。せやから、都市計画から出すんか、農業委員会っていう、もう事務局から出すんとは別にして、市のほうで都市計画で、これから農地をどうしますという計画の中では、農地を保全していきますというふうな書き方をしてるやん。そこからしたらな、都市計画であろうと、農業委員会の事務局であろうと、農政課という言い方が正しいんか、ちょっと分かれへんけどな、そこからや、今現在の農家としてのな、こういう制度、特定農地の制度は、30年経過した人たちは、大体3月、来年3月やったっけ、来年3月に切れますよ、申請はできるだけ早くしてください、その申請の期日はな、その3月31日というのをうたうんか、できるだけ早くと言うんか、少なくとも来年3月末という言い方をするんかは別にしてな、周知してあげなあかんのん違うかな。そういうことが、別に数字にこだわるんじゃなくしてな、今現在40件のうち29件という数字を聞いたら、もう3月末って、もうそんなに日にちないやんか、土日も含めたらさ、ほとんどないやんか。せやから、早急に周知徹底することを考えなあかんのん違うかなと思います。

大西委員 今あの、石田委員が言われた40件と59件という差ですけどね、実はうちもがんばの生産緑地あるんですけども、それはまだ生産緑地になってから10年もたっていないんです。30年前には、申請してないんですね。ですから、当然30年たっていないんですから、こういう案内も来ないと。近所にもちょうど、その方は15年ぐらいかな、申請しあってから、そういう方もありますんで、その差は、そういうところで出てるケースもあるんちゃうかなと。

石田委員 なるほど、そうですね。今回のその申請がね、何か新聞等で言つたら、九十何パーセントやろう。30年の期限切れ切れるのが。せやから、ほとんどが守口でも、56件のうちの、特に市街化区域なんで、守口は100に近いんかなというふうに、僕は認識してるから、今言わされたように、現実にそういうのんが、当然あるはずやからね。100じゃないのは、分かるんですけどもね、今おっしゃってはるよう、そういう身近にそういう事例があるねんから、56件全てが全でないいうのが、よく分かってるんですけども、できるだけ周知してあげて、後でやついたらよかったですと。知らんかったということのないように、市としても努力をすべき違うかなと、僕は思います。

西口会長 今、石田委員からの意見はごもっともやと思います。文書が出たんが2月20日過ぎやったと思うんですけど、この本件生産緑地の、前、去年に意向調査のあれ来てますやん。ほんでその人らに対して、締め切りは3月31日でっせって来たんが、2月20日過ぎやったんちがうかな、それを見て、僕は都市計画の一回、今まで説明会何回も、去年から何回も説明会従前にやってくれという話は、俺なりにしてたんです。私も言い方が通らんかったんかどうか分からんんですけども、そんなんで説明会のあれは、コロナの関係で、みんなやってもらわな問題あるから、問題あるからずっと、いつあるかなと思ったら、この突然2月20日過ぎに、特定生産緑地の書類出してくれっていう、それが。僕も都市計画のほうに添付書類の話、石田委員言われた、たくさんのがれ、かなりあるんですよ。一つは、謄本ですやんか。謄本も有料、高いですやん、1件600円かな、印紙代が。それも安い方法で、もっと安いやつもあるんですね。法務局で聞いたんですわ。ほんたら、謄本何で要りまんねんって、いや、生産緑地の関係で、何や別の言い方した、せやから一連のお話が9件ほどあってね、それと、公図と合わせて、私で4,500円やったかな、謄本みんなあげたらもっと金かかったと思います。

事務局 謄本を、その一つに対しての住所でしょう。住所はその一つやから、分筆されてたら、1枚ずつあげなあかんはずですけどね。

西口会長 そうです、そうです。一筆ごとやから。一つの、一筆の土地で分筆されとったら、1通ずつで。せやから、僕は法務局でもらったんは、1枚の紙で3筆か4筆ぐらいで。

石田委員 いや、だからね、今回は、僕の意見というか、それに立って言えばね、今回は30年、30年経過した人対象やからね、それはいいにしてもね、今後10年ごとの切替えをするわけですやんか。そのときに、今回と同じような書類が本当に要るんかということを、会長には言い方悪いけどもね、これ守口だけの問題じゃないしさ、せやから、大阪府下全体とかな、もっとうたら全国でそういう、本当に要る書類なのかどうか、ただ単なる開けといたらええわというね、先ほどじゃないけど、測量図があったら付けてください。なかつたでもええわけやん。

せやけど、お金要るわな、片っぽ。まさか、要るから言うてね、測量屋さんに依頼をしてはる人はいてへんと思うで。それ万が一いては

ったらどうするのんってなるやん。

西口会長 いや、ということでね、私も他知り合いのところ、6市ほど問い合わせやったんです。市ごとにみんなまちまちですわ、何も統一されません。

石田委員 それはおかしいやろう。

西口会長 私そんなんで、市に、守口市からの市のほうに、都市計画のほうには言つたんです。あんまり問題なつたら具合悪いんであれですけども、都市計画のほうには、できるだけ9点か7点か、添付書類要りますわな、謄本から始まってね。公図、ほんで付近の略図。

事務局 印鑑証明ですね。

西口会長 せやから、担当課には、できるだけ極力、少ないあれで了解したってやと、ほんで締め切りについても、3月31日言わんと、若干の猶予は頼みますよというお願ひはしとんですけども、それは課長も、向こうの担当課長も了解してくれてます。書類についても石田さんが言われたように、測量図面って言うたら、そんなん急にできまへんやない。今頃金かけてやる言うたって、1か月でそんなんちょっとできまへんで。隣の立会いも求めんならんし、測量やってなかつたらな。測量会社も、そんな待ってそんなすぐできる話やおまへんやない。ということで、市のほうはかなり、その辺きつく、これなかつたらあかんとは言ってないはずです。皆さん方点数頂いた書類も、当初のあれから言つたら大分少ない添付書類で、オーケー出してくれたと思うんです。私も出したんは、略式の謄本のやつと、公図と、それで住宅地図ですかね、それぐらいしか出してません。それでオーケー頂いてます。大抵の話、市町村によって違います。都市計画、全面市街化区域の、豊中辺りはやってても、略図也要らんと、要らんとは言ってないですけど、提出を求めていません。謄本だけです。場所は、市のほうが現地確認しますという形の状況です。

ということで、各市町村ばらばらです。だから一概に言われるより、こんなまた10年先またありますんで、そんな市町村によって、差が出んような形で、私もその辺は申入れば、忘れんように、ちゃんとしつきたいと思います。

他、何か御意見ありましたら、伺いたいと思います。

久保田委員 生産緑地所有の名義人などのリストを頂きましたので、2件訪問しまして、そのコメント部分の内容をちょっと報告させてもらいます。2件とも、全て先方から私に言われたんですけど、特定生産緑地の指定手続きは、提出済みというところが1点あります。これは3月初めの話ですけども、もう一点は、未提出、まだ手続きはしていないけども、準備中で、近々そろえて提出する予定というふうに、はっきり言わされましたので、その2件はあり、どことどこかと聞かれたら申し上げますけども、私の場合は、2件ともそういう答えでした。

久保田委員 ・・・その名義人さんからの、連絡事項として、別の話になるんですけどね、藤田3丁目にある弥治衛門公園というのがあるんですけどね、その場所で、毎年3月春分の日に、記念行事が行われると。久保田さんも参加してくださいと言われ、私ね、言われましたので、住所伝えておきました。参考に言いますと、その示されてる内容は、昔今、大昔の話ですね、1698年、その一帯が非常に水害が悪くて、少しの雨でも池のように水がたまって、農作業に大きな被害を毎年のようにもたらしていました。その当時の小泉弥治衛門という方が、幕府の許可なしに、土地改良の排水門を作った。その翌年、幕府を無視したとしてその一家は処刑されて、その村民の方たちは、村のために犠牲になられた弥治衛門の後世にと伝えるという、記念碑を作ったと。そういうような記念行事が毎年3月春分通りに行われておるんですけど、昨年と今年は、ちょっとコロナ禍で休止されている。来年はするので、参加してくださいというような依頼を受けまして、守口市長にも出されているらしいです。
以上、そういう報告ですけど、以上です。

西口会長 分かりました。

他、生緑の関係で、それぞれ担当地区の状況で、何かここで進捗状況について、話がありましたら、出していただけとありがたいです。

特に、事務局からの報告あります。提出済みは29件で、あと残数残った方が、11世帯ということで、11世帯の担当っていうなんか、残っている方の状況もつかんではったら、その辺の状況、いろいろ問題があるところもあるかも分からんですけども、報告できる範囲内で進捗状況を報告いただいたらありがたいと思います。

私の担当は梶ですけども、生産緑地該当のある方が、2件がまだ提出されません。おっつけ提出をされると思います。

ほか何か、御意見ないし進捗状況で、御意見ありましたら、頂戴で

きるとありがとうございます。いいですかね。自分の担当代表お持ちの方は、それぞれ生産緑地はどこやと分かるはずですので、それ相談は乗ってあげてください、よろしくお願ひいたします。

ないようですので、次に進ませていただいてよろしいですか。

それでは、3議案事項「(1) 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」事務局より説明をお願ひいたします。

事務局(松前) この議案は、先月2月総会の「3議案事項」の持越し議案でございます。

この3条申請は、譲り渡し人と譲り受け人の間で、農地を農地のままで所有権を移転させようとするもので、農地の売買、贈与分、賃借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要となっております。その3条許可の条件の1つとしましては、譲受人が許可後の耕作面積合計、よく言われております別段の面積(下限面積)なんですけれども、現在守口市の場合、20アールを設定しております。守口市の、最近におきましては、農業をされている方の高齢化で、今後農地をどう守っていくかなどの課題も進んでおることから、また下限面積に満たず農地としての取得が困難な事例も聞いております。そこで今回議案に2月に挙げさせていただきました。

まず、本日配布している資料で、「守口市内農家経営面積別農家戸数」っていうものがございまして、10アールから20アール未満というのを、ちょっと御参照願ってよろしいでしょうか。

配付資料の最上部の10アール未満の農家戸数は、全体の182戸中、64戸、約35.1%となっておりまして、20アール未満は37戸、約20.3%となり、その戸数につきましては、全体の55.4%と半数を超える結果となっております。

下限面積を20アールから10アールに引き下げた場合は、このような耕作面積所有の農家さんも農地取得しやすくなると思われております。

そこで、議案と取上げさせていただきましたが、2月では結論に至らなかったことから、今回3月で再度御検討いただければと思い、議案とさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます、よろしくお願ひいたします。

西口会長 ありがとうございます。

下限面積の議案でありますけども、最初に皆さん方、御意見がありましたら、頂戴したいと思います。どなたからでも結構でございます。御意見ありましたら、頂戴したいと思います。

石田委員 その下限面積の説明、もう少しちょと詳しく教えてくれへんか。

事務局（角田） 下限面積について説明させてもらいます。基本的に、耕作を目的として農地の権利を取得する場合に、農地法におきましては、3条に基づくことが必要になります。そのときの許可の要件の一つとして、下限面積の要件というのがございます。一応その農地の取得の経営面積が原則として、原則として都道府県が50アール、北海道におきましては、2ヘクタール以上必要であると言われていますが、農地法施行規則の第17条によりまして、地域の実情において、農業委員会が、別段の面積を定めることが可能となっております。こちらの面積については、平成21年の農地法改正におきまして、守口市のはうでは20アールに設定しているという状況でございます。

こちらの下限面積が下がれば、先ほど松前が申しましたとおり、新規就農の促進が可能であったりとか、現状農地として維持できなくなつた土地が、維持しようとする農家さんへの、渡しやすくなるといったものが、下限面積、要件というふうになっております。
以上でございます。

石田委員 それな、下限面積というのは、今現在の農地を持っている人が、今現在20アール以上の人人が土地を購入することができるんか、それとも、今ゼロでもな、20で、20アール以上やつたら購入できるんか、それ下限面積いうのがな、貸し借りも含めての話やろう。

事務局（角田） 貸し借りも入っていますし、売買も入っています。

石田委員 含めてやろう、その下限面積いうのがな、僕がこの間な、継続審議にしてくださいと、僕言ったんはな、その下限面積の意味合いがな、僕あんまり分かってなかつてん。

この間、先月のときに、下限面積の国からの通知とかな、資料とかを頂いて、まあ読んでた中でな、書いてたようにさ、農地の活性化という意味ではな、面積を下げるこことによってっていうのを、新しく農業する人も増えるから、増える可能性もあるからな、下限面積を下げるについては、問題ないやろうなと。

別にデメリットの部分が、ないかなと思つたりもするんやけどもな、下げるほうがメリットが多いやろうなと思ってねんけどもな、そのときに下限面積って何やねんと、僕思ったわけや。ゼロの人でも農地10アール以上やつたら、今回ええねんやろう。今までやつたら20

アールでなかったらあかんねんやろう。

事務局（角田） 一応耕作をしてる人でないと駄目です。

石田委員 本当か、それ。

事務局（角田） はい。

石田委員 それ農地法のあれに、そんなん書いてないぞ、だから言うてんねん、
自分らの説明もせやけどな、僕自身もせやけど、分かれへんけどな、
このあなたたちが農地法の、これくれたんやんけ、4月に。この中に、
11ページ、持ってんのか持ってへんのか知らんけども、これな、こ
こに今あなたたちが説明してくれたように、以前は下限面積は50
アール、北海道が20ヘクタールってなってあんねん。

その下に、農地の権利を取得する場合、既に耕作等をしている農地
の面積プラス、新たに権利を取得する面積の合計が、都道府県が5
0、北海道が2ヘクタール、新たに権利を取得する農地だけの場合
も、この面積って書いてあるやん。だから、下限面積の説明をきっち
りしてくれって俺が言うてるわけやん、前回から。

これ説明違うやないか。そんなん、そういう説明をされたらな、下
限面積20から10にしましょうかって言われても、はい、やりまし
ょうかって言えるか、そんなん。

これちょっと、ねえ、これ。

そんなん、事務局ぴゅっとして上げてくるんでやったらやな、それ
ぐらいのことちゃんと勉強してこい。

僕の解釈が間違ってるなんか。それは全国レベルの話で、砂口は違う
んか、それと。話になってへんやないか、そんな事務局の説明では。

砂口委員 委員長、時間かかるのね、今頃にね、そんな解釈論をやってもうて
もね、審議にも何にもならんでしょうが。

そういうことはね、また別なところでやってくださいよ。今日のこの
話のね、我々これ、10アール、農地を取得する場合の基礎条件とし
ては、今までのより少し下げていきましょうかと、そういう話です
よ、これ。そしたら、そういうふうに考えたときに、中を見たら大体
10アール未満の人はこの権利がないわけですよ、取得部分が。そ
したら、10アールから20アールの人が、今回のあれが増えてくると
いうことですよね、表から見たら。

そしたらね、事務局が言うとったように、都市農業の活性化、それ

から耕作人口の増加ということから考えたらね、基準を下げるに、広く門戸を開くというのにね、私は賛成しますから、私はそういう意見です。ですから、その解釈論の部分については、石田委員と個別にやつてください。こんなところでやらんとってください。

事務局 ここに書かれてるよう、新たにとは書いてるんですけども、こちらのほうで問い合わせさせていただいた、農業会議とか聞いたときには、あくまで新たにとは書いてるんですけども、農業をやってる人がっていうので聞いておって、この懸案をあげさせてもらっていますんで、その辺を含めて、新たにっていう解釈の仕方が、農業をやってるっていう部分で、どのようなとらえ方っていうのを、また石田委員のほうとお話しさせていただいて、皆さんの方にも御報告させていただくという形を取らせてもらってよろしいでしょうかね。

西口会長 石田委員、意見ありますか。

石田委員 最初に僕申しましたように、今、砂口委員が言うてはる意見と、僕一緒やねんけどもね、守口市内の農地の活性化という意味で、門戸を広げるという意味では、全然それに異議を申し上げるつもりは全くないです。全くね。

ただね、これは僕だけの考え方かも分かれへんけどね、本当はその下限面積かそういうのが分かるのにね、はい賛成しますというのは、僕個人としてはでけへん。だから、下限面積については、僕自身も頂いた資料の中で、限られた資料の中で、一応読んだつもりやけどね、事務局のほうも、こういう場で審議するせえへんは、それは別の話だと、僕思うねんけども、委員会に上げる限りはな、下限面積の説明もはっきり、やっぱりきっちりとした上でな、やってくれなかったら、他の委員さんも含めてな、気持ちよく賛成というか、全員賛成というか、気持ちよくね、賛成できるわけと僕は思う。

だから、この委員会の中で、僕と事務局の間で、どうのこうのいうのはな、今砂口委員が言わはったように、ちょっと場違いかも分からんけども、上程する限りは、きっちりその辺の説明は、今後もしていただきたい。

西口会長 新規就農は、石田委員言われてたように、ちょっと懸案事項っていうことで、ちょっと横へちょっと置かせていただいていいですかね。

石田委員 いやいやいや、僕今言うてはるようにな、別に下限面積を20から

10に下げるについては、僕自身、僕の意見としては、別に反対も何もする必要もないしや、プラス面のほうが多いのが分かっててんから、僕はもう始めからオーケーすることには、別に何ら問題はないねんけどな。知識としては、やっぱりきっちりしたものをおきたいというのが僕の・・・。

事務局 さっき砂口委員もおっしゃっていただいたように、石田委員もおっしゃるように、こちらの不手際があるんですけども、その要は僕ら、こちらサイドとしても、そのデメリットの部分で、要はその民間さんとか法人さんから入っていきやすくなると。ここの部分で言うと、新たっていう部分で言うと、入ってきやすくなったら、やっぱり農地転用されてしまうとか、デメリットは発生するんじゃないかなっていうところで、いろいろこちらで聞かせていただいたんですけども、それに対しての、要は農業もやってるっていう方に対しての、しっかりした意味を持ってきてなかったのは、大変申し訳なかったんで、そこについては、またしっかり確認させていただいて、報告させていただきます。

事務局（松前） この下限面積につきましては、こちらのほうとしまして、今砂口委員おっしゃるようにな、北河内とかの、大阪府下で聞かせていただいたら、毎年の議案にあげてるっていうのを聞きまして、それで今回上げさせてもらうという形なんですね。

やっぱり守口がこれまで、ちょっと下限面積の引下げとかについて、議案に上がってなかつたのが、そこがもともとあって、やっぱりこの新聞の前後、農業新聞とかにも載つてまして、こちらのほうで調べさせていただいたら、やっぱり北河内のとこでも、毎年の年度当初か年度末に下限面積についての設定については、毎年議案を挙げさせていただいてますので、その点で今回事務局としては、その辺をもって挙げさせていただいたという形で御理解いただければよろしくお願ひいたします。

砂口委員 事務局も、やっぱり状況の分析というのを十分しておかないといけない。そしてね、動向を見て、北河内はやっぱり一つという考え方をしていかないといけないと思いますよ。そのところからね、やっぱり状況を判断して、上程するしない、・・・と思います。だから、それ以外の状況というのはね、これは・・・。

西口会長 じゃあ、どういたしましょう。

辻本（恵）委員 やっぱり、1件でも一人でも農家、野菜を作つて残していく
たいんで、縁を残していきたいんで、下げるのには私たちは賛成です
ね。

西口会長 ありがとうございます。

辻本（恵）委員 やっぱり地場産の野菜って大事ですからね。

砂口委員 裁決取られたらどうですか。

委 員 賛成の人挙手でええんちゃいます。

委 員 賛成の方は挙手でいいん違いますかという。

西口会長 ああ、そうでっか。はい。

それじゃあもう、下限面積下げるということ、異議ある方いらっしゃい
ますかね。

委 員 もう賛成でええんちゃいますか。

西口会長 じゃあ、賛成の方挙手でお願いできますかね。

全員ありがとうございます。全員賛成いただきました。

ほんたら、下限面積は、守口は10アールということで設定させて
いただいてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

異議なしでよろしいですか。ありがとうございます。

まずい議長やりまして申し訳ありません。守口での下限面積は、10アールということで決定をいただいた、ありがとうございました。

本日の審議はこれで全て終わりました。皆さん方の御協力ありがとうございました。

次回の総会の日時の件ですけども、空き状況、事務局から空き状況
がかなり厳しい状況なんですか、お話しいただいて、皆さんで決定
をいただきたいと思います。

事務局 別件、事務局から報告がございまして、3月15日付で人事異動

がございました。事務局員の角田が人事異動となりましたので、本日が最後となりますので、挨拶をさせていただきます。

事務局（角田） 1年と3か月の間、大変お世話になりました。至らぬ点がたくさんあったかと思いますが、大変勉強する場となりました。本当にありがとうございました。4月からは、選挙委員会兼監査委員事務局として異動することになりましたんで、また、まだ守口市にはいてますんで、またお会いしたら、声掛けさせてもらいますので、これからもよろしくお願ひします、ありがとうございました。

地域振興課には3年いてまして、事務局としては、1年3か月やらせてもらっていました。ありがとうございました。

西口会長 御苦労さまでした。

事務局 すみません、失礼します。先ほどの議案につきましては、引下げにつきましては、すぐに、明日からということで、告知させていただきますので、よろしくお願ひいたします。それと、次の総会なんですが、市としてまだ会議室の使用状況が厳しい中で、現時点で4月21日に水曜日であれば、午前中、4月22日であれば午後という形で、この1階の会議室が可能なんですけども、その点で、委員さんのほうで決めていただければと思いまして、午前と午後になってますので、皆さんの御都合もございますので、はい。

西口会長 ということで、いかがいたしましょうか。21日の午前中、若しくは4月22日の午後。

委 員 午後って何時。

西口会長 午後なら1時半で、午前なら10時ぐらいからということで、考えさせていただいているんですけども、22のほうはいかがですか。

「22で」の声あり

そしたら、22の午後、場所はこの1階のこの場所っていうことで、お願ひいたします。

事務局 105で。また連絡をさせていただきます。

委 員 1時30分ですか、2時ですか。

事務局 1時半でよろしくお願ひいたします。これまでがずっと1時半だったんで。

西口会長 ほんたら、22日1時半ということで、お願ひいたします。

そしたら皆さん、ありがとうございました。つたない議長で申し訳なかったと思います。これからも、御辛抱いただいて、また協力ください、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

これで、総会を終わりたいと思います、ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員

石 田 順 三

大 倉 利 文